

## 公的研究費に関する誓約書

私共は、国立大学法人宮崎大学（「以下、宮崎大学」という）との取引において、宮崎大学の規則等を遵守し、不正に関与しないことを約束します。

また、宮崎大学が行う内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

なお、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てしません。

宮崎大学の研究者等から不正な行為の依頼等があった場合は、通報します。

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

※ 研究者等とは、国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程第3条第2項に定める、本学職員その他本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。